

定期報告制度は、建築物や昇降機などの定期的な調査・検査の結果を報告することを所有者・管理者に義務づけることにより、建築物の安全性を確保することを目的としています。

定期報告は所有者・管理者に課された義務です

建築基準法では、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物（遊戯施設などの工作物を含みます。）の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない（第8条第1項）とされています。さらに、特定行政庁が指定する建築物（昇降機などの建築設備や遊戯施設などの工作物も含みます。）の所有者・管理者は、定期的に、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁に報告しなければなりません（法第12条第1項及び第3項）。

つまり、適切に維持管理するとともに、定期的な調査・検査の結果を特定行政庁に報告することは、所有者・管理者に課された義務であり、定期報告をすべきであるのにしなかったり、虚偽の報告を行った場合は、罰則の対象（百万円以下の罰金）となります。

日常の維持保全や定期調査・検査を怠ると…



外壁の落下により思わぬ事故が発生し、社会的な責任も問われる場合があります。



火災や地震等で停電した場合、思わぬケガやパニックを引き起こす場合があります。



エレベーターの中に閉じこめられるなどの思わぬ事故が発生するおそれがあります。

イラスト©高信太郎

専門技術者による適切な調査・検査が重要です

専門技術を有する資格者が調査・検査を適切に行わなければ、思わぬ事故につながり、社会的責任を問われる可能性があります。建築物の安全性を確保するためには、調査者・検査者が調査・検査を適切に行うとともに、所有者等に対して維持保全のアドバイスを行うことが重要です。

建築物の定期報告について

■定期報告の対象となる特殊建築物等と報告時期（新潟市内を除く。）

区分	用途	規模	報告の時期			
			周期	H27	H28	H29
建築物	劇場、映画館又は演芸場	A \geq 200	2年	◎		○
		F \geq 3				
		主階が1階にないもの				
	観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂又は集会場	A \geq 200	2年	◎		○
		F \geq 3				
	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、老人ホーム又は児童福祉施設等	A \geq 300	3年		○	
		F \geq 3				
	旅館又はホテル	A \geq 1500かつF \geq 3	毎年	◎	○	○
		A $<$ 1500かつF \geq 3	2年		○	
		A \geq 300かつF \geq 2	3年			○
	下宿、共同住宅又は寄宿舎	A \geq 300かつF \geq 2	3年			○
		F \geq 3				
	学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ホール、リンク場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	A \geq 2000	3年	◎		
		F \geq 3				
	百貨店、マーケット、展示場、ダンスホール、遊戯場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	A \geq 2000かつF \geq 3	毎年	◎	○	○
A $<$ 2000かつF \geq 3		2年	◎		○	
A \geq 500かつF \geq 2		3年	◎			
キャバレー、カフェ、ナイトクラブ又はバー	A \geq 300	2年	◎		○	
	F \geq 3					
・Aはその用途に供する部分の床面積の合計(単位㎡) ・F \geq 2とは、2階以上でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものという (F \geq 3の場合は上記の「2階」を「3階」と読み替え)						
建築設備	建築設備の種類(定期報告を要する建築物に設けるもので下記に該当するもの)					報告の時期
	換気設備	第1種機械換気設備または中央管理方式の空気調和設備				毎年
	排煙設備	排煙機を設けた設備				
	非常用の照明装置	電池別置型、発電機型等による設備				

※平成28年度以降は、対象建築物が一部変更される予定です。

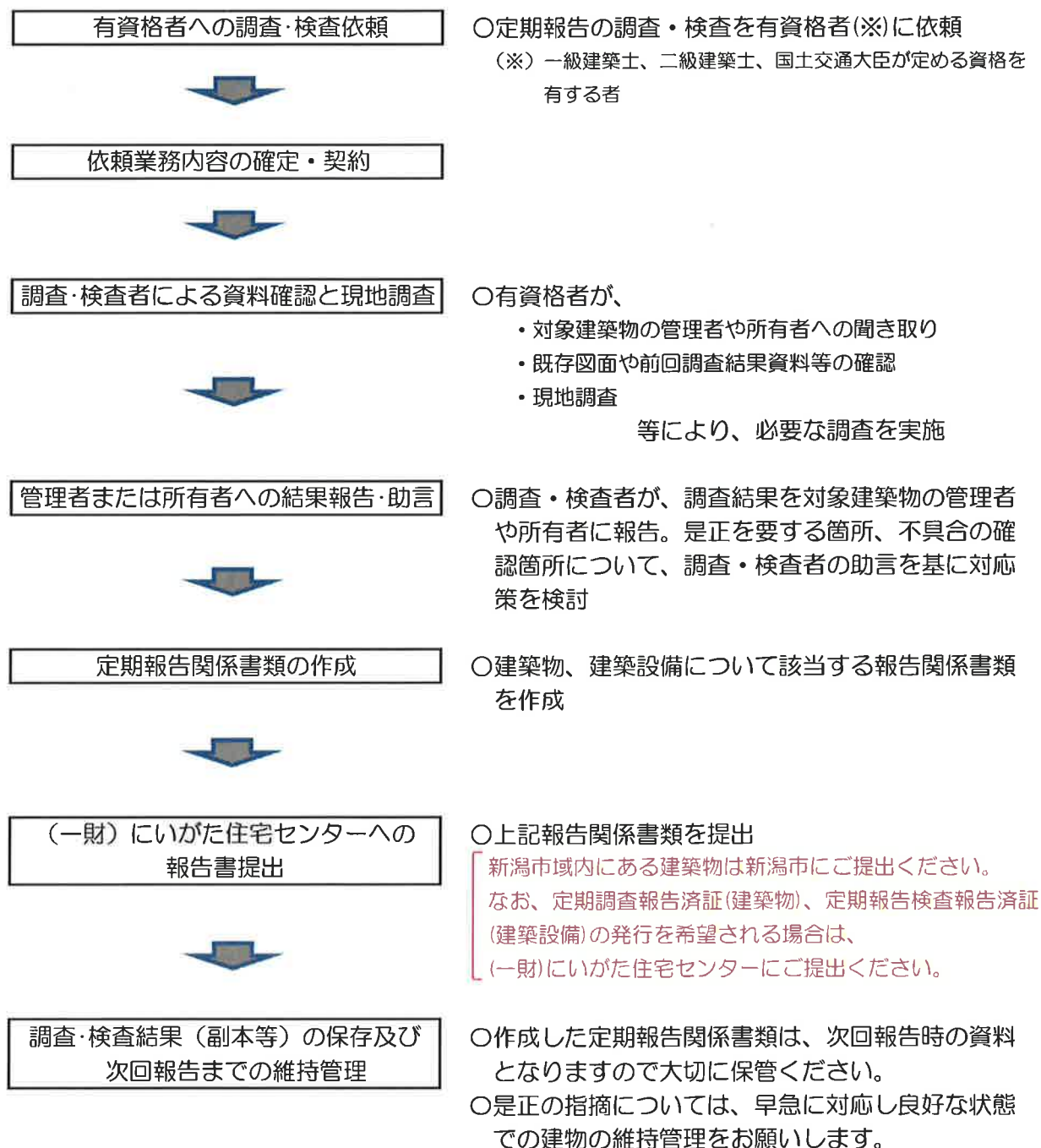
・報告の時期は、4月1日から9月30日まで（集中期を避け、早目の提出をお願いします）

■報告対象となる昇降機・遊戯施設

昇降機・遊戯施設の種類		報告の時期
エレベーター	ホームエレベーターを除く	毎年
エスカレーター		
小荷物専用昇降機		
観光のための乗用エレベーターまたはエスカレーター		
高架の遊戯施設、回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの		

・報告の時期は、検査済証の交付を受けた月

■ 定期報告の流れ



■ 問い合わせ先

- ◎ 新潟県土木部都市局建築住宅課建築指導係 ☎ 025-285-5511 (内線3396)
〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1
- ◎ (一財)にいがた住宅センター 建築防災課 ☎ 025-283-0851
〒950-0965 新潟市中央区新光町15-2 (公社総合ビル)